
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等 (令和7年度施行分) の改正の考え方

令和6年2月
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方	3
2	条例（令和5年3月改正）について	4
3	【制度1】特定建築物太陽光発電設備等導入制度について	5
4	【制度1】規則等に規定する内容について	6
5	【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について	20
6	【制度2】規則等に規定する内容について	21

1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残る**ものであるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、**取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

2 条例（令和5年3月改正）について

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

制度1

○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	「1月」重要施策の考え方に素案提示	条例改正 詳細検討・準備	案公表 パブコメ等 要綱等整備 規則等改正	準備・周知等 ★ 制度施行
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度			準備・周知等	★ 制度施行

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【条例第25条】（概要）

● 制度の内容

- **大規模建築物**（床面積の合計2,000㎡以上）を建築※する**特定建築主**に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。
※新築、増築又は改築。増築、改築をする場合、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計2,000㎡以上。
- 特定建築主は**規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。**
- 当該建築物へ設備を設置できない場合、**代替措置を講じることができる。**
- 規則に定めた建築物は**制度対象外**となる。
- 特定建築主は設置計画書を作成・提出する。
- 市は特定建築主名その他規則で定めた事項をインターネットにより公表する。

4 【制度1】 規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

制度1 規則等に規定する主な内容

対象建築物 (除外規定)	<ul style="list-style-type: none">■ 文化財等の原形を再現する建築物、仮設建築物（資材置き場など）などを対象建築物から除外する■ 施行日より前に建築確認申請などの手続きが行われた建築物を対象建築物から除外する	P7～8
対象設備	<ul style="list-style-type: none">■ 太陽光発電設備、太陽熱・地中熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備など■ 原則、当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）での太陽光発電設備等の設置とし、多様な設置手法を幅広く対象	P9
設置基準	<ul style="list-style-type: none">■ 設置基準量 = 建築面積 × 設置基準率 5% × 面積当たり算定量 0.15kW/m²■ 設置基準量は設備設置が困難な面積を除いた設置可能面積を用いてを求めることも可能■ 設置基準量には床面積の合計に応じた下限・上限を設定■ 設置基準量の下限・上限は「工場等」「工場等以外」の用途に分けて設定	P10～13
代替措置	<ul style="list-style-type: none">■ 既存建築物への太陽光発電設備の新設、当該特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）での太陽光発電設備等の設置など■ オンサイト設置が困難な場合等に限り、再生可能エネルギー電力調達・証書調達を対象■ 設置した設備のエネルギー利用量と同程度の太陽光発電設備を設置したとみなす	P14
計画書等	<ul style="list-style-type: none">■ 特定建築主の氏名、名称、建築物の概要等に加え、設備の種類、設置容量、適合状況などを記載した計画書を、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに提出■ 計画書の内容を変更をしたとき、工事が完了したとき、工事を中止したときは届出を提出	P15～18
公表	<ul style="list-style-type: none">■ 公表内容は特定建築主の氏名、名称、建築物の概要等に加え、設備の種類、設置容量、適合状況など	P19

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

1 制度の対象となる建築物等 【条例第25条第1項*】 *令和7年4月施行（以下、同じ。）

対象者（建築主）

- 条例
要旨
- 床面積の合計2,000㎡以上の建築物（大規模建築物）の新築、増築又は改築（以下、新築等という。）をしようとする者（特定建築主）

対象建築物（除外規定）

- 条例
要旨
- 新築等をする建築物が対象
 - 大規模修繕、模様替え、現存する建築物は対象外
 - 1棟あたり床面積の合計が2,000㎡以上（大規模）の建築物が対象
 - 増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積
 - **規則で定める場合を除く**①

規則等 改正の 考え方

①-1 規則等で定める除外規定（制度の対象外となる建築物）

- ▶ i. 文化財等の原形を再現する建築物 ※建築物省工ネ法第18条2号
- ii. 仮設建築物（資材置き場等） ※建築物省工ネ法第18条3号 など

除外規定（経過措置）

規則等
改正の
考え方

①-2 規則等で定める除外規定（経過措置）

- ▶ 施行日（令和7年4月1日）より前に建築確認申請、計画通知又は次の手続きが行われた建築物は**対象外**
 - i. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例により特定建築物環境計画書（CASBEE）を提出した場合
 - ii. 環境影響評価法又は川崎市環境影響評価に関する条例により公告を行った場合
 - iii. 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例により標識を設置した場合
 - iv. 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例により事前届出書を提出した場合
 - v. 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則により開発行為事前審査申請書を提出した場合
 - vi. 建築基準法により建築物の容積率等の特例の許可申請を提出した場合

2 制度の対象となる設備 【条例第25条第1項】

対象設備

条例 要旨

- 太陽光発電設備その他の再エネ利用設備が対象
 - 当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）に、太陽光発電設備**その他の再エネ利用設備**^①であって**規則で定める基準**^②に適合するものを設置しなければならない

※ 太陽光発電設備による場合、規則で定める基準に適合する定格出力を備えたものとする。

規則等 改正の 考え方

①、②-1 規則等で定めるその他の再エネ利用設備・その基準

その他の再エネ利用設備の種類 ^{※1}	設置基準量
太陽熱を利用する設備	当該設備による再エネ利用量と同程度の量において太陽光発電設備の設置とみなす ^{※3} 【発電設備】 電力量1,000kWh/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする 【熱利用設備】 利用量3,600MJ/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする
地中熱を利用する設備	
バイオマスを利用する設備	
風力発電設備	
その他の再エネ利用設備 ^{※2}	

※1 大気中の熱その他の自然界に存する熱を直接利用するものを除く。

※2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討。

※3 太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

設置基準（設置基準量）

規則等
改正の
考え方

②-2 規則等で定める太陽光発電設備の設置基準量

項目	設置基準量																														
(1) 建築面積による算定	<ul style="list-style-type: none"> 設置基準量(kW)は設置面積×0.15(kW/m²)とし、設置面積は建築面積を基本とする <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $\text{設置基準量 (算定値) (kW)} = \frac{\text{設置面積 (m}^2\text{)} : \text{①②の小さい方}}{\text{①建築面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置基準率5\%} \quad \times \quad \text{面積当たり算定量 0.15 (kW/m}^2\text{)}}{\text{②設置可能面積 (m}^2\text{)}}$ </div> <p style="font-size: small;">* 増築の場合は増築部分の建築面積。また、0.15kW/m²より発電効率が高い設備の場合、設置面積より狭い面積で設置基準量以上の設置が可能。</p>																														
(2) 床面積による下限・上限	<ul style="list-style-type: none"> 設置基準量は用途及び床面積の合計の区分に応じた下限・上限の範囲内とする <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">設置基準量（算定値）が上限より大きい</td> <td>⇒ 上限を設置基準量とする</td> </tr> <tr> <td>設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下</td> <td>⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする</td> </tr> <tr> <td>設置基準量（算定値）が下限より小さい</td> <td>⇒ 下限を設置基準量とする</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 用途の区分は「工場等」「工場等以外」で分ける <ul style="list-style-type: none"> * 工場等：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等（以下、「工場等」という。）の用途に供する特定建築物（例：工場、自動車車庫、倉庫など） <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>< 工場等以外 の 下限・上限 ></p> <table border="1" style="font-size: x-small; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>2,000~5,000m²未満</th> <th>5,000~10,000m²未満</th> <th>10,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下限</td> <td>3 kW</td> <td>6 kW</td> <td>12 kW</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>9 kW</td> <td>18 kW</td> <td>36 kW</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>< 工場等 の 下限・上限 ></p> <table border="1" style="font-size: x-small; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>2,000~5,000m²未満</th> <th>5,000~10,000m²未満</th> <th>10,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下限</td> <td>6 kW</td> <td>12 kW</td> <td>24 kW</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>18 kW</td> <td>36 kW</td> <td>45 kW</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	設置基準量（算定値）が上限より大きい	⇒ 上限を設置基準量とする	設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下	⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする	設置基準量（算定値）が下限より小さい	⇒ 下限を設置基準量とする	床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~	下限	3 kW	6 kW	12 kW	上限	9 kW	18 kW	36 kW	床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~	下限	6 kW	12 kW	24 kW	上限	18 kW	36 kW	45 kW
設置基準量（算定値）が上限より大きい	⇒ 上限を設置基準量とする																														
設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下	⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする																														
設置基準量（算定値）が下限より小さい	⇒ 下限を設置基準量とする																														
床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~																												
下限	3 kW	6 kW	12 kW																												
上限	9 kW	18 kW	36 kW																												
床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~																												
下限	6 kW	12 kW	24 kW																												
上限	18 kW	36 kW	45 kW																												

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準（設置可能面積）

規則等
改正の
考え方

②-3 規則等で定める太陽光発電設備の設置可能面積

- ▶ **設置可能面積は、建築面積から屋上部分の次の面積を除外できる** ※根拠図面等を提出する
- i. 屋上緑化をしなければならない部分
 - ii. 屋上の部分のうち、日影の影響がある部分
 - iii. 緊急離着陸場等のスペース及びこれに類する設備の設置部分
 - iv. 屋上設置がやむを得ない**建築設備**の設置部分 ※上部に太陽光パネルを設置することで能力が損なわれる部分
 - v. 太陽光発電設備の**メンテナンス等**に必要な部分 など

設置基準（設置手法）

規則等
改正の
考え方

②-4 規則等で定める太陽光発電設備の設置手法

- ▶ i. 太陽光発電設備を**特定建築主が所有し、特定建築主が利用**（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- ii. **リース等**により、太陽光発電設備を**第三者が所有し、特定建築主が利用**（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- iii. **屋根貸し等**により、太陽光発電設備を**第三者が所有し、第三者が利用**
- ※いずれも、当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）に太陽光発電設備を設置する

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準量に対する適合状況（例1：設置基準量が建築面積5%で決まる例）

大規模建築物（建築面積1,200㎡うち除外面積300㎡、床面積の合計8,000㎡、工場等以外）を想定します。

- 建築面積 1,200㎡（うち除外面積 300㎡）
- 床面積の合計 8,000㎡ の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の5%

$$= \text{建築面積} 1,200\text{㎡} \times 5\% = 60\text{㎡}$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積} 1,200\text{㎡} - \text{除外面積} 300\text{㎡} = 900\text{㎡}$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 60\text{㎡} < 900\text{㎡} \Rightarrow \mathbf{60\text{㎡}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \mathbf{60\text{㎡}} \times 0.15\text{kW}/\text{㎡} = 9\text{kW}$$

下限・上限^{P22参照}

床面積の合計8,000㎡（工場等以外）の 下限6kW、上限18kW

設置基準量(kW)

$$\overset{\text{下限}}{6\text{kW}} < \overset{\text{算定値}}{9\text{kW}} < \overset{\text{上限}}{18\text{kW}} \Rightarrow \mathbf{\text{設置基準量 } 9\text{kW}}$$

適合状況

実際に設置した容量が10kWとすると、
設置基準量である9kW以上のため 基準適合

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準量に対する適合状況（例2：設置基準量が上限で決まる例）

大規模建築物（建築面積8,000㎡うち除外面積1,000㎡、床面積の合計16,000㎡、工場等）を想定します。

- 建築面積 8,000㎡（うち除外面積 1,000㎡）
- 床面積の合計 16,000㎡ の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の5%

$$= \text{建築面積}8,000\text{㎡} \times 5\% = 400\text{㎡}$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積}8,000\text{㎡} - \text{除外面積}1,000\text{㎡} = 7,000\text{㎡}$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 400\text{㎡} < 7,000\text{㎡} \Rightarrow \underline{400\text{㎡}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \underline{400\text{㎡}} \times 0.15\text{kW}/\text{㎡} = 60\text{kW}$$

下限・上限^{P22参照}

床面積の合計16,000㎡（工場等）の 下限24kW、上限45kW

設置基準量(kW)

$$\begin{matrix} \text{下限} & \text{上限} & \text{算定値} \\ 24\text{kW} & < & 45\text{kW} < 60\text{kW} \end{matrix}$$

⇒ 設置基準量45kW

適合状況

実際に設置した容量が55kWとすると、
設置基準量である45kW以上のため 基準適合

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

3 代替措置 【条例第25条第2項】

代替措置

条例
要旨

- 太陽光発電設備等の設置に代わる脱炭素エネルギー源の利用に係る措置
 - **規則で定める措置**^①を講じることができる
 - **規則で定める出力の量**⇒P9 設置基準量参照の太陽光発電設備等を設置したものとみなす

規則等
改正の
考え方

① 規則等で定める代替措置

履行方法	代替措置の概要	
	発電場所	電力を利用する施設
(1) 既存建築物への新設	既存建築物又はその敷地 (市内に限る)	・当該既存建築物又はその敷地
(2) 特定建築物及びその敷地以外(オフサイト)への設置	特定建築物及びその敷地以外	・当該特定建築物又はその敷地
(3) 条例第19条第1項に規定する開発事業の場合、区域内への設置	特定開発事業に係る建築物又はその区域(市内に限る)	・当該特定開発事業に係る建築物又はその区域(当該特定建築物又はその敷地を含む)
(4) 市長が別に定める措置	再エネ電力調達・証書調達等	* 設置可能面積が狭小、又は技術的な事由によりオンサイト設置が困難である場合等に限り、再生可能エネルギー電力調達・証書調達を対象

※(2) は、発電に伴う電気(環境価値が付属している場合に限る。)又は当該電気に係る環境価値を供給するために新たに設置するものを基本とする。

※(1)(3) については、熱利用設備の設置も代替措置とすることができる。

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

4 計画書【条例第25条第4項】

計画書（提出方法）

条例 要旨

- 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（以下、計画書という。）を提出する
 - **規則で定める**^①ところにより計画書を作成し、市長に提出する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める計画書の提出方法

項目	提出方法										
添付図書	<ul style="list-style-type: none"> • 計画書の提出は、計画書提出書に次の図書を添付する <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図書</th> <th>記載概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）</td> <td>特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>②（仮称）取組評価書</td> <td>設置基準量の算定に関する事項、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>③ 図面等</td> <td>設置可能面積等を示した図面など</td> </tr> <tr> <td>④ その他市長が別に定める書類</td> <td>例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計画書提出書の様式は規則等に定める。①②は市が作成した様式又は同等の内容が記載された任意の様式とする。</p>	添付図書	記載概要等	① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）	特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など	②（仮称）取組評価書	設置基準量の算定に関する事項、適合状況など	③ 図面等	設置可能面積等を示した図面など	④ その他市長が別に定める書類	例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など
添付図書	記載概要等										
① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）	特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など										
②（仮称）取組評価書	設置基準量の算定に関する事項、適合状況など										
③ 図面等	設置可能面積等を示した図面など										
④ その他市長が別に定める書類	例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など										
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> • 建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前まで 										

計画書（記載事項）

条例 要旨

■ 計画書には次の事項を記載する

- i. 特定建築主の氏名（名称）、住所（所在地）、法人の場合は代表者の氏名
- ii. 特定建築物の名称、所在地
- iii. 特定建築物の概要
- iv. 太陽光発電設備等の種類
- v. 太陽光発電設備等により利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- vi. 代替措置を講じる場合は、当該措置に関し**規則で定める事項**^②
- vii. そのほか**規則で定める事項**^②

規則等 改正の 考え方

② 規則等で定める計画書の記載事項

- ▶ 代替措置に関する記載事項
 - 設備等の種類、利用可能な再生可能エネルギー等の量、代替措置に係る事項 など
- ▶ そのほか計画書（又はその添付図書）に記載する事項
 - 設置基準量の根拠、設置容量、適合状況 など

4 【制度1】 規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

5 変更届 【条例第25条第5項及び6項】

軽微な変更・変更届

条例 要旨

- 計画書の記載事項に変更があった場合、変更届を提出する
 - 工事が完了するまでの間、**規則で定める軽微な変更**^①を除き、変更する場合は**規則で定める**^②ところにより、変更届を市長に提出する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める軽微な変更

- ▶ 設置容量に変更が生じない場合で、かつ主たる用途を変更しない場合 など

② 規則等で定める変更届

- ▶ i. 特定建築主等の氏名等の変更の場合、変更後30日以内に、所定の様式により、変更届を市長に提出する
- ▶ ii. 特定建築物の概要、設備の種類、設置量等の変更の場合、変更に係る工事着手の15日前までに、変更する事項を反映した計画書（その添付図書を含む）を添えて、所定の様式により、変更届を市長に提出する

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

5 完了届等 【条例第25条第7項】

完了届・中止届

条例 要旨

- **工事完了時、又は工事中止の場合は届け出る**
 - 工事が完了したとき、又は中止したときは、市長に速やかにその旨を届け出る

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める完了届

- ▶ 工事完了後30日以内に、実施結果を添えて、所定の様式により、完了届を市長に提出する

② 規則等で定める中止届

- ▶ 中止したときは速やかに、所定の様式により、中止届を市長に提出する

6 公表 【条例第25条第8項】

公表事項

条例 要旨

- 計画書が提出されたとき、又は変更等の届出がされたときは、市はインターネット等により速やかに次の事項を公表する
 - 計画書を提出した特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項^①

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める公表事項

- ▶ 計画書を提出した特定建築主の氏名又は名称のほか、次の事項を公表する
 - i. 計画書の内容 ※計画書の記載事項はP28参照
 - ii. 変更届等の内容 ※計画書の内容に関わる事項
 - iii. 手続きの進捗状況
 - iv. その他市長が定める事項

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【条例第26条】（概要）

● 制度の内容

- **特定建築事業者**※に対し、太陽光発電設備の設置を義務付ける。

※中小規模特定建築物（床面積の合計2,000㎡未満）を市内に年間一定量以上新築する大手ハウスメーカー等

- 特定建築事業者は**規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。**
- 太陽光発電設備を設置できない場合は、**代替措置を講じることができる。**
- 規則に定めた建築物は**制度対象外**とする。
- 特定建築事業者は設置報告書を作成・提出する。
- 対象以外の建築事業者は、任意で報告書を作成・提出することができる。
- 市は建築事業者名その他規則に定めた事項をインターネットにより公表する。

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

制度2 規則等に規定する主な内容

対象事業者	<ul style="list-style-type: none">■ 中小規模特定建築物を1年間に市内において床面積の合計で5,000㎡以上を新築する特定建築事業者(特定建築事業者は施工者とし法人単位とする)	P22
対象建築物 (除外規定)	<ul style="list-style-type: none">■ 床面積の合計が10㎡以下の建築物、居室を有しない等の建築物、文化財等の原形を再現する建築物、仮設建築物などを対象建築物から除外する	P22
設置基準量	<ul style="list-style-type: none">■ 設置基準量 = 設置可能棟数 × 算定基準率70% × 棟当たり基準量 2 kW/棟■ 設置可能棟数は、建築面積が20㎡未満、北面屋根を除いた屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等を年間供給棟数から除外して算定	P23～25
代替措置	<ul style="list-style-type: none">■ 太陽熱・地中熱利用設備の設置のほか、既存建築物への太陽光発電設備の新設など■ 代替措置は設置した設備のエネルギー利用量と同程度の太陽光発電設備を設置したとみなす	P26～28
報告	<ul style="list-style-type: none">■ 特定建築事業者(施工者)は、各年度内に確認済証が交付された対象建築物について翌年度9月末日までに報告する■ 報告書には、特定建築事業者の氏名、名称、床面積の合計、出力の量の状況等に加え、設置基準量、適合状況などを記載する■ 特定建築事業者以外の建築事業者でも報告書を提出することができる	P29～32
公表	<ul style="list-style-type: none">■ 公表内容は建築事業者の氏名、名称に加え、適合状況、達成率など■ 制度開始当初は試行実施とする	P33

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

1 制度の対象となる事業者等 【条例第26条第1項】

対象事業者・対象建築物

条例 要旨

- **対象となるのは中小規模特定建築物を一定量以上新築する建築事業者（特定建築事業者）**
 - 中小規模特定建築物とは自ら工事を行う床面積の合計2,000㎡未満の建築物
 - 1年間に市内に新築する中小規模特定建築物の床面積の合計が**規則で定める値**^①以上の特定建築事業者が対象

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める値（制度対象者となる年間供給量（㎡））

- ▶ 1年間に中小規模特定建築物を市内に床面積の合計で**5,000㎡**以上新築する事業者を対象
- ▶ 1年間に市内に新築する中小規模特定建築物とは、各年度に確認済証が交付された建築物
- ▶ 次の建築物は中小規模特定建築物から除く（除外規定）
 - i. 床面積の合計が10㎡以下の建築物
 - ii. 居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車車庫等） ※建築物省工ネ法第18条1号
 - iii. 文化財等の原形を再現する建築物 ※建築物省工ネ法第18条2号
 - iv. 仮設建築物（材料置き場等） ※建築物省工ネ法第18条3号 など

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

2 設置基準量 【条例第26条第1項】

設置基準量（設置基準量）

条例 要旨

- 特定建築事業者は当該中小規模特定建築物又はその敷地に太陽発電設備を設置する
 - ・ **規則で定める量（設置基準量）**^①以上の太陽光発電設備を設置しなければならない

規則等 改正の 考え方

①-1 規則等で定める量（太陽光発電設備の設置基準量）

<設置基準量の算定式>

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数 (棟)} \times \text{算定基準率 (\%)} \times \text{棟当たり基準量 (kW/棟)}$$

- ▶ 算定基準率は**70%**、棟当たり基準量は**2kW/棟**とする
- ▶ 建築物**1棟ごと**ではなく、**建築事業者単位**で、各年度における設置基準量を設定する

設置基準量（設置可能棟数）

規則等
改正の
考え方

①-2 規則等で定める量（設置可能棟数）

▶ 建築面積が20㎡未満、南面等屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等は、年間供給棟数から除外することができる 年間供給棟数：施工者として1年間に市内に新築する中小規模特定建築物の棟数

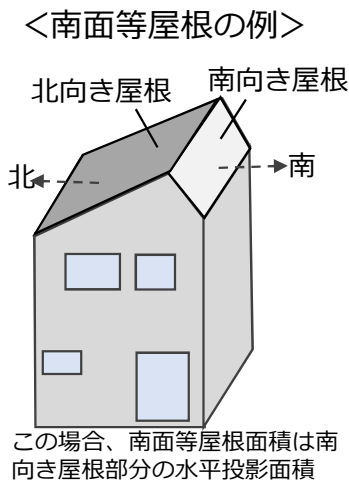
< 設置可能棟数の算定式 >

設置可能棟数 = 年間供給棟数 - 算定から除外する建築物

算定から除外することができる建築物

- ・ 建築面積が20㎡未満の建築物
- ・ 南面等屋根の水平投影面積の合計が20㎡未満の建築物等

※南面等屋根：水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいう。
 ※南面等屋根の水平投影面積20㎡未満により棟数除外する場合は根拠図面を提出する



6 【制度2】 規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

設置基準量に対する設置容量と適合状況（例）

市内における当該年度の供給棟数が50棟（床面積の合計5,100㎡）うち除外棟数10棟である事業者を想定します。

- 年間供給棟数 50棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当
- 設置可能棟数 40棟（年間供給棟数より除外棟数10棟を除いた棟数）

設置基準量

$$= \frac{\text{設置可能棟数}}{40\text{棟}} \times 70\% \times 2\text{kW/棟} = 56\text{kW}$$

実際に
設置した容量

<例>

6 kWを 4棟に設置 ⇒ 24kW
4 kWを 5棟に設置 ⇒ 20kW
2 kWを 6棟に設置 ⇒ 12kW

合計15棟
合計56kW

※他の25棟は設置なし

適合状況

実際に設置した容量が56kWとすると、
設置基準量である56kW以上のため**基準適合**

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

3 代替措置 【条例第26条第2項】

代替措置（太陽光発電設備以外）

条例 要旨

- 太陽光発電設備の設置に代わる脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置
 - **規則で定める措置^①**を講じることができる
 - **規則で定める出力の量^②**の太陽光発電設備を設置したものとみなす

規則等 改正の 考え方

①-1、②-1 規則等で定める代替措置（太陽光発電設備以外）・出力の量

太陽光発電設備の代替措置となる設備の種類	履行概要
太陽熱を利用する設備	• 設備の設置場所は当該中小規模特定建築物又はその敷地内
地中熱を利用する設備	• 熱量換算による導入
その他脱炭素エネ利用設備	• 個別に太陽光発電相当量を算出

- ▶ 太陽熱、地中熱利用は**1棟あたり太陽光発電設備2kWを設置したものとみなす**
- ▶ 2kW以上の熱利用量があると認められる場合は、**当該熱利用量に相当する太陽光発電設備を設置したものとみなす**ことができる

※太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

6 【制度2】 規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

熱利用設備の熱量（エネルギー）換算方法

- ▶ 太陽光発電設備による年間発電量（建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修より）
太陽光発電設備 1 kWあたり 約1,000kWh/年の発電量
- ▶ **熱エネルギーの単位（MJ）に変換** $1,000\text{kWh}/\text{年} = \underline{3,600\text{MJ}/\text{年}}$ 【1 kWh = 3.6MJ】

規則等
改正の
考え方

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算方法

熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW相当とする

計算例（太陽熱利用設備の場合）

住宅用の太陽熱利用設備を設置する場合を想定します。

【一般社団法人ソーラーシステム振興協会HP】
太陽熱利用システム導入効果の目安

太陽熱システムの種類	大きさ例	太陽熱利用量※
ソーラーシステム	6㎡ (300L)	9,399MJ/年

※太陽熱利用量は、実際に設置する設備により異なるため、根拠資料等を提出する。

設置量

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算 $9,399\text{MJ}/\text{年} \div 3,600\text{MJ}/\text{年} \div 2.6$
太陽光発電設備2.6kWを設置したものとみなす

代替措置（当該中小規模特定建築物以外）

規則等
改正の
考え方

①-2、②-2 規則等で定める代替措置（当該中小規模特定建築物以外）・出力の量

- ▶ 当該中小規模特定建築物以外の建築物に太陽光発電設備等を設置することができる
- この場合の設置量は、当該中小規模特定建築物に設置した場合と同等とみなす

履行方法	代替措置の概要		
	設置場所	電力・熱を利用する施設	備考
(1)既存建築物への新設	既存建築物又はその敷地 (市内に限る)	・当該既存建築物又はその敷地	当該年度に設備を新設する場合に限る
(2)条例第19条第1項に規定する開発事業の場合、区域内への設置	特定開発事業に係る建築物又はその区域 (市内に限る)	・当該特定開発事業に係る建築物又はその区域 (当該特定建築物又はその敷地を含む)	
(3)その他	市長が認めるもの		

※(1)(2)の設置者は、特定建築事業者のほか、第三者も対象とする

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

4 報告 【条例第26条第4項】

報告書（提出方法等）

条例
要旨

- 特定建築事業者は中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（以下、報告書という。）を提出する
 - **規則で定める**^①ところにより報告書を作成し、市長に提出する

規則等
改正の
考え方

① 規則等で定める報告書の提出方法等

項目	提出方法等										
添付図書	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定建築事業者（施工者）は、報告書提出書に次の図書を添付する <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図書</th> <th>記載概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）</td> <td>特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など</td> </tr> <tr> <td>②（仮称）中小規模取組評価書</td> <td>設置基準量の算定根拠、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>③ 図面等</td> <td>例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）</td> </tr> <tr> <td>④ その他市長が必要と認める書類</td> <td>例）代替措置に関する書類など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報告書提出書の様式は規則等に定める。①②は市が作成した様式又は同等の内容が記載された任意の様式とする。</p>	添付図書	記載概要等	① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）	特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など	②（仮称）中小規模取組評価書	設置基準量の算定根拠、適合状況など	③ 図面等	例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）	④ その他市長が必要と認める書類	例）代替措置に関する書類など
添付図書	記載概要等										
① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）	特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など										
②（仮称）中小規模取組評価書	設置基準量の算定根拠、適合状況など										
③ 図面等	例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）										
④ その他市長が必要と認める書類	例）代替措置に関する書類など										
提出時期	● 各年度内に確認済証が交付された対象建築物は、翌年度9月末日までに報告する										
図書の保管	● 特定建築事業者は一定期間、報告書を保管する										

報告書（記載事項）

条例 要旨

■ 報告書には次の事項を記載する

- i. 特定建築事業者の氏名（名称）、住所（所在地）、法人の場合は代表者の氏名
- ii. 市内において新たに新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計
- iii. 設置基準量に対する中小規模特定建築物に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況（達成率）
- iv. 代替措置を講じる場合は、当該措置に関し規則で定める事項^②
- v. そのほか規則で定める事項^③

規則等 改正の 考え方

②③ 規則等で定める報告書の記載事項

▶ ②代替措置に関する記載事項

- 設備等の種類及び出力の量、当該中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）等に設置する場合はその建築物の名称、所在地など

▶ ③そのほか報告書（又はその添付図書）に記載する事項

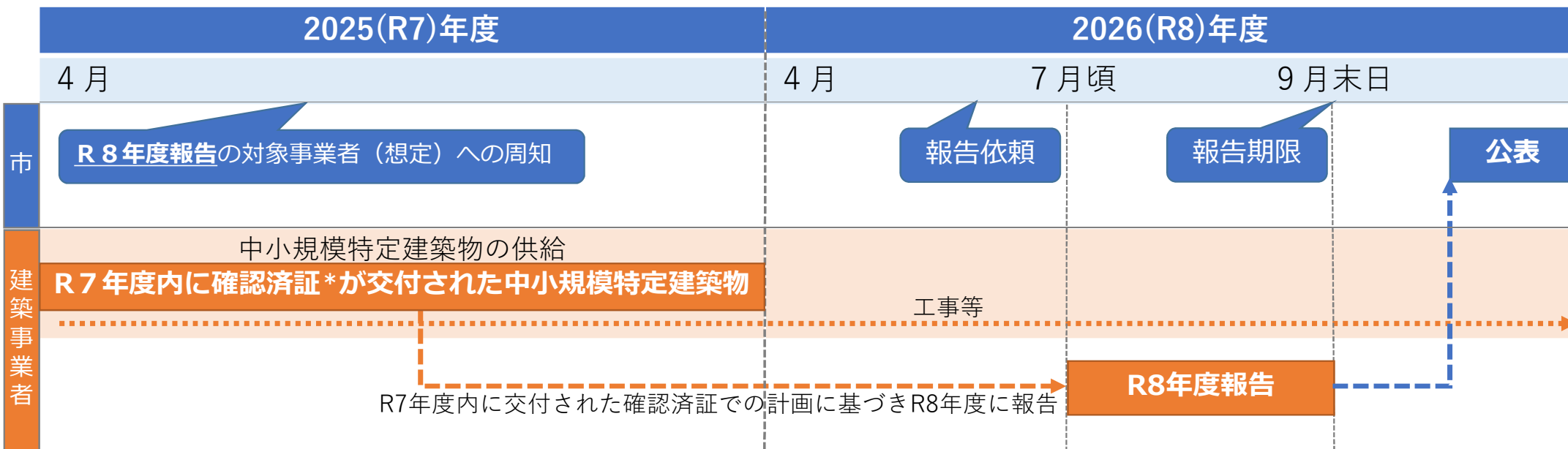
- 市内において新たに新築しようとした中小規模特定建築物の棟数の合計、適合状況、設置基準量及びその算定根拠、設置可能棟数の根拠など

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

報告時期（制度開始当初の例）

- 市から報告依頼を毎年4～7月頃に行い、特定建築事業者は9月末までに報告。



* 施行日（令和7年4月1日）より前に建築確認申請又は計画通知が行われた建築物は対象外

6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

5 任意報告【条例第26条第5項】

任意報告

条例 要旨

- 特定建築事業者以外の建築事業者でも報告書を提出することができる
 - ・ **規則に定めるところ**^①により、報告書を提出することができる。

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める任意報告

- ▶ 特定建築事業者同様、各年度内に確認済証が交付された建築物について、所定の様式により、**翌年度9月末日までに報告**を行うことができる
- ▶ 報告内容は特定建築事業者と同様とする

<特定建築事業者と任意報告者の扱い>

	報告書提出者	基準(義務)適合の必要性	適合状況の公表
特定建築事業者	特定建築事業者 (年間供給5,000㎡以上)	必要	公表
建築事業者 (任意報告者)	特定建築事業者以外の希望する建築事業者 (年間供給5,000㎡未満)	必要としない	公表 (基準適合は必要としないが、 適合状況も含め公表)

6 公表 【条例第26条第7項】

公表事項

条例 要旨

- 報告書が提出されたときは、市はインターネット等により速やかに次の事項を公表する
 - ・ 特定建築事業者の氏名又は名称その他の**規則で定める事項**^①を公表する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める公表事項

- ▶ 報告書を提出した建築事業者の氏名又は名称のほか、次の事項を公表する
 - i. 建築事業者の主たる事業所の所在地、法人の代表者の氏名
 - ii. 設置基準量に対する、設置した太陽光発電設備等の出力の量^{*}の状況（達成率）
 - iii. 適合状況等
- ▶ 制度開始当初は試行実施とする（令和7年度分の公表事項はiのみとするなど）

※代替措置を講じた場合の出力の量を含む。